

京都海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月20日(木) 午後2時00分～3時00分
- 2 開催場所 京都府宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所 研修室
- 3 出席者 京都海区漁業調整委員会

| | | |
|----------------|---------|-------|
| | 会長 | 葭矢 護 |
| | 副会長 | 八木 一弘 |
| | 委員 | 津田 嘉春 |
| | 委員 | 川崎 芳彦 |
| | 委員 | 狩野 安德 |
| | 委員 | 石倉 尚正 |
| | 委員 | 村岡 繁樹 |
| | 委員 | 池田香代子 |
| | 委員 | 吉本 秀樹 |
| 事務局 | 局長 | 井谷 匡志 |
| | 次長 | 井上 太郎 |
| | 主査 | 磯野 陽子 |
| | 職員 | 橋本 香織 |
| 京都府農林水産部 | 部長 | 安原 健史 |
| 京都府農林水産部水産課 | 課長 | 栗屋 克彦 |
| | 課長補佐兼係長 | 坂上 裕介 |
| 京都府水産事務所漁政課 | 課長 | 戸嶋 孝 |
| | 主幹兼係長 | 宮嶋 俊明 |
| | 技師 | 水谷 昂栄 |
| 舞鶴市産業振興部水産課 | 係長 | 上野 利彦 |
| 宮津市産業経済部農林水産課 | 主事 | 白須 海地 |
| 伊根町地域整備課 | 専門監 | 白須 剛 |
| 京丹後市海農林水産部業水産課 | 課長 | 磯田 新也 |

4 議事事項と結果

第1号議案 会長及び副会長の選出について

…会長に、葭矢護委員、副会長に、八木一弘委員を選出した。

第2号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について

…川崎芳彦委員を選出した。

第3号議案 第21期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項について
…原案のとおり、当期においても取り組むことを議決した。

第4号議案 知事許可漁業の許可の有効期間について(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5 議 事

井谷局長 本日は、委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、第22期京都海区漁業調整委員会第1回の委員会を開催させていただきます。

事務局長の井谷でございます、よろしくお願いします。

本日の委員の出席状況ですが、益田委員が欠席されておりますが、他の9名の委員は出席され、出席委員数が委員定数10名の過半数を超えており、京都海区漁業調整委員会規程第6条による開催要件は満たしていることを御報告いたします。

なお、出席委員の皆様には開催前に、席を決めるクジを引いていただきました。現在の席がこれからの委員会の指定席となりますので、御了解願います。

本日の委員会は、第22期の第1回目です。漁業法施行令第14条の規定により、会議の招集は、京都府知事からされておりますので、開会に当たりまして、京都府 安原農林水産部長から御挨拶をいただきます。

安原部長 京都府農林水産部の安原でございます。平素は京都府政また、格別に水産行政の方の御支援、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本日は、漁業法が改正になり初めての委員会でございます。コロナ禍ではございますけれども、知事から選任させていただきました委員の皆様方にお集まりいただき、会の方をやっていきたいと思っております。コロナ対策の方も万全ということでこちらも思っており、仕切り板の方も準備させていただいております。水産業の関係ですけれども、皆様ご存じの様に人手不足であったり、高齢化、また、資源管理の強化ということ、また、コロナ禍によって魚価が低迷するというような色々な厳しい状況があらうかと思っております。京都府におきましても補正予算を組んだり、また、国庫事業の紹介をさせていただいたり、また、申請業務を支援させていただいたり、色々なことを取組んでおります。また、場合によっては国のほうにも要望の方をさせていただいております。今後でもできる限りのことをさせていただきたいと思っておりますので、また、御支援の方よろしく願いをいたします。

さて、海区漁業調整委員会につきましては漁業法及び地方自治法に

基づき設置されている行政委員会として、京都海区における水面の総合的な利用と漁業生産力の発展のために中心的な役割を果たしていただいております。前期委員会では平成30年12月に、約70年ぶりに全面改正された漁業法が公布されたことに伴いまして沿岸での漁業ルールの根幹を定めた京都府漁業調整規則の改正に関しまして様々な議論を重ねました。その結果新たな調整規則を令和2年12月に施行することができました。ありがとうございます。さらに、沖合海面におけるまき網漁業の操業自粛措置の遵守徹底を要請するなど、漁業者が安心して操業でき、また、漁業者と遊漁者が共存できるよう御尽力いただくなど様々な取組をしていただきました。ありがとうございます。漁業の適正かつ有効な利用や漁業秩序の確立など持続的な漁業生産が引き続き求められております。また、水産施策改革に挙げられております適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるためにも今後海区漁業調整委員会の役割はますます重要になってくるものと考えております。委員の皆様方には京都府漁業の発展のため御協力賜りますようお願いを申し上げまして開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

井谷局長 ありがとうございました。

〔委員、事務局員、府職員の順番で紹介する〕

井谷局長 会議に入ります。本日は、第1回目ですので、先ず会長を選出する必要があります。委員会規程第6条第2項により、「会議の議長は、会長がこれに当たる。」となっておりますが、会長が決まっておりません。会長選出までの間、安原農林水産部長に仮議長をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

井谷局長 御異議ございませんので、安原部長に仮議長をお願いいたします。
なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、本日の委員会開催にあたりまして、密を避け、間隔を空けて、会場を使用しております。また、マスク着用をお願いしておりますので、発言が聞こえにくいかと思います。発言の際にはマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

【安原農林水産部長、仮議長席に着く】

安原仮議長 御指名をいただきましたので、会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。御協力をお願いいたします。第1号議案「会長及び副会長の選出」をお諮りします。資料のとおり「会長の選出」は、漁業法第137条第2項により、「会長は委員が互選する。」と規定されてお

ります。会長は委員に互選していただきますが、互選に際し、これまでから本会は選考委員方式が採用されております。今回も同様に選考委員の協議により会長候補を選出してはと考えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

安原仮議長 ありがとうございます。
 選考委員の選出方法ですが、どのようにいたしましょうか。

川崎委員 仮議長一任でお願いします。

安原仮議長 ありがとうございます。仮議長一任の発言がございました。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

安原仮議長 御異議ございませんので、誠に恐縮ではございますが、私から選考委員を指名させていただきます。
 漁業者委員を代表して八木委員、学識委員を代表して池田委員、中立委員を代表して吉本委員、3名を指名させていただきます。
 3名の委員は、別室を用意しております。恐れ入りますが別室で選考をお願いします。その間、委員会を休憩させていただきます。

【会長の選考、委員会中断】

【委員会再開】

安原仮議長 選考委員会が終了したようです。委員会を再開いたします。
 選考結果を選考委員の方から御報告願います。

八木委員 八木でございます。選考委員を代表し御報告いたします。
 選考委員3名で慎重に協議しました結果、葭矢委員を推薦することとなりました。御報告申し上げます。

安原仮議長 ありがとうございます。
 選考委員会から、会長には、葭矢委員を推薦すると報告がございました。
 会長を葭矢委員にお願いすることを委員会全体にお諮りしますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

安原仮議長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、第22期京都海区漁業調整委員会会長に、葭矢委員が選出されました。これから4年間会長をお願いいたします。

これをもちまして、仮議長の責務を果たせました、この席をおりさせていただきます。御協力ありがとうございました。

井谷局長 安原農林水産部長には、仮議長をお務めいただき、ありがとうございました。

これより、葭矢会長が議長となり議事を進めていただきます。新会長に議長席に移動していただき、慣例により一言、着任の御挨拶をお願いします。

【葭矢会長、議長席へ移動】

葭矢会長

失礼いたします。私は、先ほど第22期の京都海区漁業調整委員会会長に選任されました、葭矢 護でございます。よろしく願いいたします。私は、平成27年3月に京都府を退職し、公益財団法人京都府水産振興事業団で専務理事、理事長を歴任しました。組織業務の運営は、色々しましたが、平成27年に退職し、漁業調整、水産行政から、少し距離を置いておりました。ただ、本日お集まりの皆様の御協力を得ながら、新しい漁業調整のあり方をしっかり京都府からもレクチャーいただき頭の整理をし、この重責を全うしたいと思っております。とりわけ、安原農林水産部長からの挨拶にもありましたように、漁業法が70年ぶりに大改正され、本日の議題にあるものも、この改正漁業法をふまえた提案であろうかと思えます。これらにしっかりと対応できるよう、本日お集まりの委員の皆様、現場で実践的に色々経験と経験を積み重ねてこられている方、京都府のお知恵を拝借し、しっかりと海区漁業調整委員会への諮問・答申を通じて、京都の漁業生産の安定化、浜々の漁業、漁村振興につなげるよう、私も微力ながら努力をしてまいりたいと思えます。是非とも今日御参集の方々には御協力をお願いいたしまして簡単ではございますけれども、会長就任にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

井谷局長

ありがとうございました。ここで、以後の議事進行のため、会長と事務局で打合せをしますので、午後2時30分まで、10分程度、休憩させていただきます。

なお、安原農林水産部長におかれましては、本日、他の公務があるとのことで、ここで退席されます。御多忙の折、御出席ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【会長と事務局は別室へ移動し、委員会を中断】

【委員会再開】

井谷局長 委員会を再開します。ここからは、葭矢会長に議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

葭矢会長 議事を再開します。
議事に入ります前に、第1回委員会の議事録署名委員を指名させていただきます。

八木委員、池田委員、よろしくお願いいたします。

第1号議案の会長選出は終了しましたが、副会長の選出が残っております。

副会長の選出についてお諮りしますが、どのような方法で選出したらよいか、御提案がございましたらお願いします。

川崎委員 会長一任でお願いします。

葭矢会長 川崎委員から会長一任の声をいただきました。
副会長職は、会長を補佐する役割でございますが、私が候補者を指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

葭矢会長 ありがとうございます。
それでは、私から副会長候補者を指名させていただきます。現職で一番委員歴も長い八木委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

葭矢会長 ありがとうございます。
八木委員、副会長をお願いします。

八木委員 了解しました。

葭矢会長 次に、第2号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の選出について」の審議をいたします。
事務局から議案を説明願います。

事務局 【第2号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 事務局から説明がありました。

前期委員会では、岡田政義さんを選出しておりましたが、岡田さんは漁調委委員を退任されました。そのため、新たに委員を選出する必要があります。任期は残期間3ヶ月と短いのですが、立候補される方おられませんか。

【立候補者なし】

葭矢会長 立候補される方がおられないので、誰か、どなたかを推薦していただけませんか。

八木委員 前広域漁業調整委員会委員は岡田さんで、岡田さんは御存知のとおり底曳網漁業者の方でした。
広域漁業調整委員会となると他府県の方と話しができることや底曳漁業をされていたことなどから、私は川崎さんを推薦します。

葭矢会長 八木委員から、広域漁業調整委員会委員には、川崎委員を推薦する御発言がありました。この委員は、事務局から説明のように、広域的に分布回遊する資源を対象に協議調整を行う役割を担う趣旨から、当委員会では、ズワイガニ、アカガレイ等の広域資源を対象種とした漁業経験のある川崎委員が適任ではないかと思えます。川崎委員いかがでしょうか。

川崎委員 はい、微力ではありますが皆さんの力をお借りし、精一杯やっていきたいと思えますので皆さんよろしくお願いします。

葭矢会長 ありがとうございます。
委員の皆様にお諮りします。広域漁業調整委員会委員に川崎委員を選出してよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

葭矢会長 御異議ございませんので。広域漁業調整委員会委員は川崎委員にお願いします。よろしくお願いします。

川崎委員 よろしくお願いします。

葭矢会長 簡単に御挨拶お願いします。

川崎委員 私は18歳から漁師を始め、底曳網漁業を40年間やっていましたが、船が老朽化し、私も体調を崩しましたので、とり貝養殖を始めました。
しばらくは底曳網漁業ととり貝養殖を兼務していましたが、後継者問題などがあり、底曳網漁業をやめて、今は、とり貝養殖一本でやっております。

私は色々と商売を行い、かき養殖、水視、潜水でサザエ等も採ってきました。色々な仕事をしましたが、行き着くところは、待っている商売より育成すること、今は、とり貝養殖に落ち着きました。これからも色々な仕事、新しいものをどんどんやっていきたいと思えます。皆さんよろしく願います。

葭矢会長 ありがとうございます。よろしく願います。

葭矢会長 議事を進めます。第3号議案「第21期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項について」の審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第3号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 事務局から申し送り事項3点の説明がありました。何か御質問等ございませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 ないようでしたら、3つの申し送り事項は、漁業者間だけではなく、一般府民の方、大きな資本を相手にしたこと、今までの光力だけではなく、LEDなど新たなシステムができたことから調整をしっかりとしていく必要がある申し送りになっております。今期の委員会においても、少しでも申し送り事項を解決できるよう取り組んで参りたいと考えております。よろしいでしょうか。

八木委員 申し送り事項をよろしいですか、前期からの事項なので、今期もこれらを検討していくのではないのですか。

葭矢会長 はい、今期も委員会で検討していきます。他に何かございませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 なければ、第3号議案の第21期からの申し送り事項は、今期委員会で、引き続き取り組むことといたします。

次に、第4号議案「知事許可漁業の許可の有効期間について」の審議をいたします。京都府から説明をお願いします。

京都府 【第4号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 京都府から説明がありました。同じ知事許可漁業許可の漁業種類でありながら、終了日が揃ってい

なかったものを終了日を揃えるために許可期間を短くすることが諮問の内容ですよね。

京都府は、許可期間、許可終了日を揃えることにより、漁業者の許可申請の切替えが近づいていることがわかること、行政的にも煩雑さ、許可漏れがなくなることもありますよね。

水谷技師 はい、そのとおりです。

葭矢会長 何か御質問等ございませんか。

川崎委員 とりがイケた網も同じ様なことをされる予定ですか。
 けた網は、「なまこ」と「とりがい」も同じ日付に合わせられるのですか。

水谷技師 とりがイケた網漁業許可は、既に許可期間、終了日が揃っていますので、諮問することはありません。
 許可終了日は、とりがイケた網漁業、なまこけた網漁業とも漁期の終了を許可終了日とし、同じ漁業許可では許可期間、終了日を揃えています。一方、漁業許可毎に漁期が異なりますので、許可終了日は異なっている状況です。

川崎委員 はい、わかりました。

葭矢会長 その他に、何か御質問等ございませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 御意見御質問ないようですので、原案に異議ない旨、答申をいたします。御異議ございませんか。

【異議なしの声】

葭矢会長 ありがとうございます。知事に異議ない旨答申することとします。
 答申文は私と事務局に一任願います。
 他に委員の方から発言等ありませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 ないようでしたら、本日の議題は、全て終了といたします。
 その他、京都府または事務局から何かございませんか。

事務局 第2回委員会の日程ですが、6月15日午後2時から、同じ場所、京都府水産事務所 研修室で行う予定にしております。

葭矢会長 その他ないようでしたらこれで終わります。よろしいでしょうか。

【発言なし】

葭矢会長 第1回委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。
ました。

【閉 会 午後3:00】

以上、議事の正確なることを証する。

令和3年5月20日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

京都海区漁業調整委員会 次第

令和3年5月20日 午後2:00～

京都府水産事務所 3階研修室

1 開 会

2 農林水産部長の挨拶

3 委員の紹介

4 仮議長の選出

5 議 案

第1号議案 会長及び副会長の選出について

第2号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について

第3号議案 第21期京都海区漁業調整委員会からの申し送り
事項について

第4号議案 知事許可漁業の許可の有効期間について（諮問）

6 その他

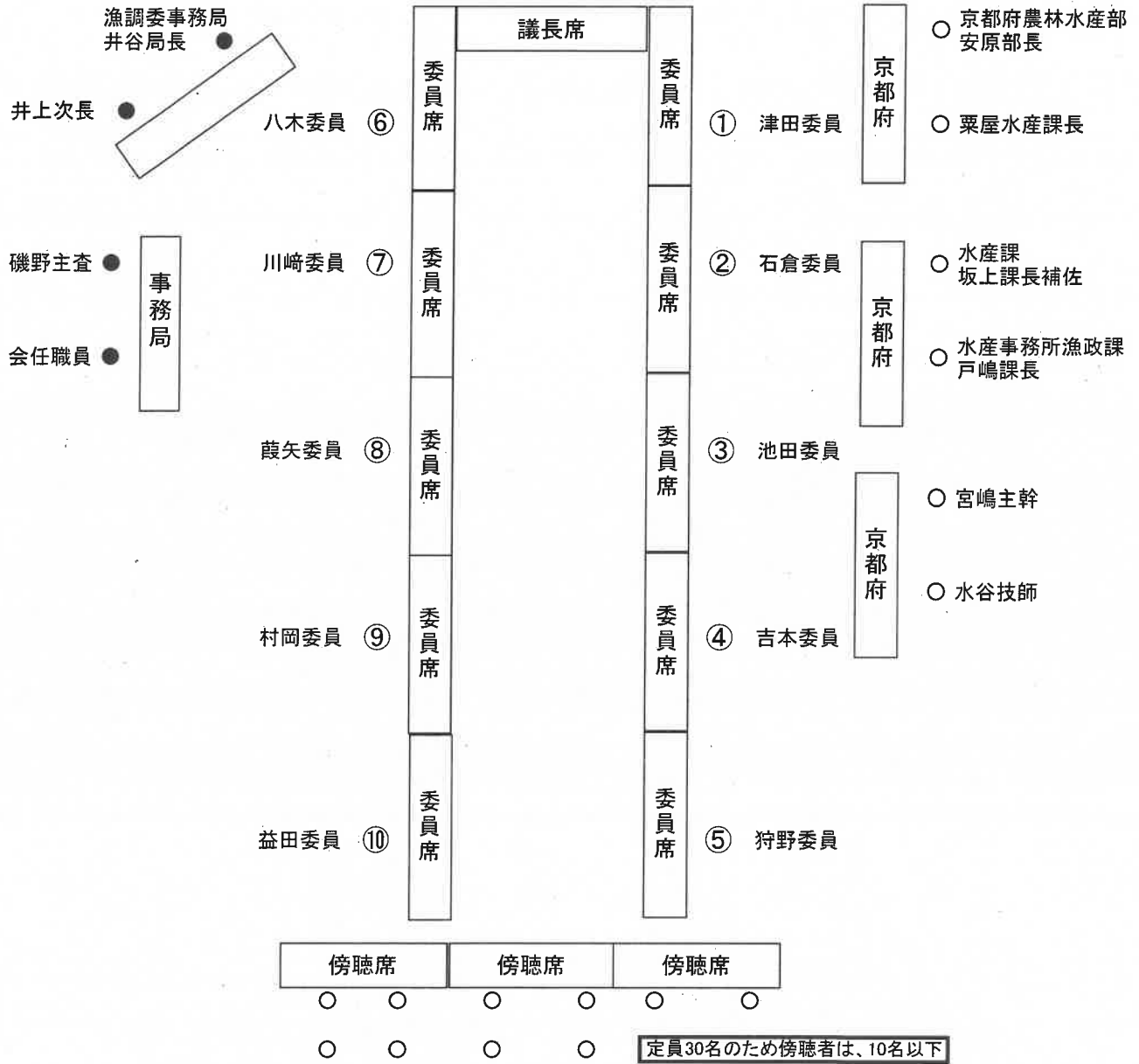
第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

| 区 別 | 氏 名 | 備 考 |
|------------|--------|-------------------------------|
| 漁業者 | 津田 嘉春 | 舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合監事 |
| | 川崎 芳彦 | 舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代 |
| | 狩野 安德 | 宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事 |
| | 八木 一弘 | 伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事 |
| | 石倉 尚正 | 伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産代表取締役 |
| | 村岡 繁樹 | 京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長 |
| 学識経験者 | 益田 玲爾 | 京都大学フィールド科学教育研究センター教授 |
| | 池田 香代子 | 株式会社「とと屋」女将 |
| | 葭矢 護 | 公益財団法人京都府水産振興事業団理事長 |
| 利害関係を有しない者 | 吉本 秀樹 | 伊根町長 |

第22期京都海区漁業調整委員会（第1回委員会配席図）

令和3年5月20日(木)午後2時から
水産事務所 3階 研修室



すべての委員は抽選で席を決めます。

※ 農林水産部長は、開会時の挨拶及び仮議長として議事進行を行う際は、議長席へ移動します。
委員会会長に選出された委員は、議長席へ移動し、委員席は空席のまま議事進行します。

第1号議案 会長及び副会長の選出について

【理由】

第22期京都海区漁業調整委員会会長及び副会長の選出をお願いします。

【漁業法】

第137条第2項 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

【京都海区漁業調整委員会規程】

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副会長を置き、副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第2号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について

【理由】

広域漁業調整委員会の委員は漁業法の規定により各都道府県の海区漁業調整委員会によって互選された委員が充てられ、当海区からは前期委員の岡田政義氏が就任されていましたが、今回の改選により、同氏が海区漁業調整委員会を退任されたので、新たに委員を選出していただく必要があります。

【添付資料】

資料1-1 広域漁業調整委員会について

資料1-2 広域漁業調整委員会の委員構成

参考資料 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員名簿

【漁業法 第153条第3項】

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各1人

二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者7人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

広域漁業調整委員会について

◆ 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により国の常設機関として設置。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会も合わせて設置。

- ・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

◆ 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項（当面は国が作成する資源回復計画に関する事項が中心）について協議調整を行う。

- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ② 資源回復計画の作成に係る審議
- ③ 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ④ ①に関連する漁業調整

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の委員構成について

- 1 各広域漁業調整委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ 28 名、14 名、29 名（計 71 名）です。（漁業法第 153 条）
- 2 また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

| 構成 | 区分 | 太平洋 | 瀬戸内海 | 日本海・九州西 |
|---------------|---|-------------------------------------|-------------|---|
| 海区漁業調整委員会の代表者 | 当該委員会の区分に設置されている海区漁業調整委員会の委員が都道府県毎に互選した代表者 1 名ずつ | 委員会 18 名 〔北部会 6 名〕 〔南部会 12 名〕 | 委員会 11 名 | 委員会 19 名 〔北部会 6 名〕 〔西部会 6 名〕 九州西 7 名 |
| 関係漁業者の代表 | （上記のものによっては発言されない海区の単位を超えて漁業を行う者の意向を適正に反映させるため）当該委員会の区域内に存する海域において、漁業を営む者を代表すると認められる者から農林水産大臣が選任する者 | 委員会 7 名 〔北部会 6 名〕 〔南部会 7 名〕 | — | 委員会 7 名 〔北部会 6 名〕 〔西部会 6 名〕 九州西 7 名 |
| 学識経験者 | 資源評価、海洋環境、漁業経営分野の専門官等から農林水産大臣が選任する者 | 委員会 3 名 〔北部会 3 名〕 〔南部会 3 名〕 | 委員会 3 名 | 委員会 3 名 〔北部会 3 名〕 〔西部会 3 名〕 九州西 3 名 |
| 合 計 | | 委員会 28 名 | 委員会 14 名 | 委員会 29 名 |

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

道府県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

| 区分 | 氏名 | 現職 | |
|-------|---------------|--------------------|--------------------|
| 道府県互選 | 北海道 濱野 勝男 | 石狩後志海区漁業調整委員会会長 | |
| | 青森県 角田 順一 | 青森県西部海区漁業調整委員会会長 | |
| | 秋田県 大竹 敦 | 秋田海区漁業調整委員会委員 | |
| | 山形県 加藤 栄 | 山形海区漁業調整委員会会長 | |
| | 新潟県 本間 勉 | 新潟海区漁業調整委員会委員 | |
| | 富山県 網谷 繁彦 | 富山海区漁業調整委員会会長代理 | |
| | 石川県 志幸 松栄 | 石川海区漁業調整委員会委員 | |
| | 福井県 小林 利幸 | 福井海区漁業調整委員会会長代理 | |
| | 京都府 岡田 政義 | 京都海区漁業調整委員会委員 | |
| | 兵庫県 眞野 豊 | 但馬海区漁業調整委員会委員 | |
| | 鳥取県 板倉 高司 | 鳥取海区漁業調整委員会委員 | |
| | 島根県 中東 達夫 | 島根海区漁業調整委員会会長職務代理者 | |
| | 山口県 中島 均 | 山口県日本海海区漁業調整委員会副会長 | |
| | 福岡県 本田 清一郎 | 筑前海区漁業調整委員会会長 | |
| | 佐賀県 杠 学 | 松浦海区漁業調整委員会委員 | |
| | 長崎県 高平 真二 | 長崎県北部海区漁業調整委員会委員 | |
| | 熊本県 福田 靖 | 天草不知火海区漁業調整委員会委員 | |
| | 鹿児島 甲山 博明 | 鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長 | |
| | 沖縄県 藤田 喜久 | 沖縄海区漁業調整委員会委員 | |
| 大臣選任 | 漁業者代表 | 岩田 祐二 | 共和水産株式会社 代表取締役社長 |
| | | 金子 岩久 | 東洋漁業株式会社 代表取締役 |
| | | 濱田 憲志 | 大祐漁業株式会社 代表取締役専務 |
| | | 土門 哲也 | カネタメ水産株式会社 代表取締役社長 |
| | | 小林 東洋志 | 光春丸株式会社 代表取締役 |
| | | 宮本 洋平 | 有限会社昭和水産 専務取締役 |
| | | 山内 得信 | 那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長 |
| | 学識経験 | 波積 真理 | 熊本学園大学商学部 教授 |
| | | 田中 栄次▲ | 東京海洋大学 教授 |
| | | 合瀬 宏毅 | 元NHK解説主幹 |

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

**第3号議案 第21期京都海区漁業調整委員会からの
申し送り事項について**

【理由】

前期委員会からの申し送り事項がありますので、御審議をお願いします。

第21期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項

【添付資料】

- 資料2-1 1 漁業と遊漁の調整について
- 資料2-2 2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
- 資料2-3 3 京都海区漁業調整委員会指示について

1 漁業と遊漁の調整について

- (1) 京都府の漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート団体による「京都府漁場利用協定」は現在失効中であるが、協定の再締結に向けた調整が進行中である。迅速に協定が再締結されるよう、またその内容が漁業者、遊漁船業者及び漁業者の共存を可能とし、トラブルを防止するようなものとなるよう指導・支援すると共に、協定締結後には、締結団体以外の遊漁関係者への本協定の周知・啓発に対し、支援することを申し送る。

- (2) 漁業者の安全操業の確保のため、沿岸海域における「ミニボートの航行範囲の限定と夜間航行の禁止」及び「小型船舶の保管場所の登録要件化と検認制度の整備等」の実現を目指し、引き続き関係機関と連携して国への要望活動等に取り組むよう申し送る。

2 沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について

(1) 「大中型まき網漁業との調整を考える会」が、中部日本海まき網漁業協議会との話し合いを継続することにより、十分ではないが一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項の徹底が図られるような方策を検討されるよう申し送る。

(2) 指定漁業の許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる機会での要望等を通じ、問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

3 京都海区漁業調整委員会指示について

(1) 令和3年3月31日に発動した「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の両委員会指示について、その実効性が確保されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。

(2) 「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示では、集魚灯として用いる電球（電力3kW/個以下）の使用個数により、火光の強さを制限している。しかし、この制限手法には、①明るさの単位ではない電力を指標としている、②LED等の省電力型の火光機器への対応が困難、③集魚灯と作業灯との区別が不完全といった課題がある。現在、水産資源管理や漁業調整において重大な問題は生じていないが、将来的にこれらの課題を解消する手法について検討することを申し送る。

**第4号議案 知事許可漁業の許可の有効期間について
(諮問)**

【理由】

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、
答申に向けて御審議をお願いします。

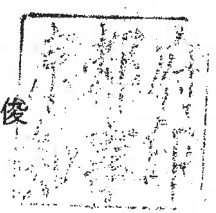
【添付資料】

資料3-1 知事許可漁業の許可の有効期間について(諮問)

3 水事第 249 号
令和 3 年 5 月 11 日

京都海区漁業調整委員会会長 様

京都府知事 西脇 隆俊



知事許可漁業の許可の有効期間について (諮問)

知事許可漁業の有効期間は、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条で準用する第 46 条第 1 項 (京都府漁業調整規則 (令和 2 年京都府規則第 54 号) 第 15 条第 1 項) の規定により 5 年としていますが、同条第 2 項の規定により漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、それより短い期間を定めることができます。

つきましては、下記のとおり許可の有効期間を定めることについて、同項の規定により諮問します。

記

(1) 手繰第二種漁業 (自家用釣餌料びき網漁業)

許可の有効期間：満了日を 12 月 31 日に統一 (「参考 1」を参照)

理由：許可の有効期間満了日が統一されておらず、現状のままでは継続等の申請漏れが生じる懸念がある。満了日を統一し、申請漏れを防ぐため。

備考：新規許可の許可期間の満了日も、12 月 31 日を想定している。

(2) 手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)

許可の有効期間：令和 3 年 7 月 4 日から令和 4 年 12 月 14 日まで (約 1 年半)

理由：継続等の申請漏れのないよう、同地区の同漁業種類の他の許可の許可期間 (「参考 2」を参照) に揃えるため。

【担当】

京都府水産事務所漁政課 漁業漁船係
水谷技師

【参考1】

自家用釣餌料びき網漁業

| 許可 | 現在の許可期間 | | → | 次の許可期間 | |
|------|------------|------------|---|------------|------------|
| | 開始 | 終了 | | 開始 | 終了 |
| 許可1 | 平成30年5月29日 | 令和3年5月28日 | → | 令和3年5月29日 | 令和7年12月31日 |
| 許可2 | 平成30年5月29日 | 令和3年5月28日 | → | 令和3年5月29日 | 令和7年12月31日 |
| 許可3 | 平成31年1月6日 | 令和4年1月5日 | → | 令和4年1月6日 | 令和8年12月31日 |
| 許可4 | 平成31年1月6日 | 令和4年1月5日 | → | 令和4年1月6日 | 令和8年12月31日 |
| 許可5 | 平成31年1月31日 | 令和4年1月30日 | → | 令和4年1月31日 | 令和8年12月31日 |
| 許可6 | 令和2年4月13日 | 令和5年4月12日 | → | 令和5年4月13日 | 令和9年12月31日 |
| 許可7 | 令和2年9月8日 | 令和5年9月7日 | → | 令和5年9月8日 | 令和9年12月31日 |
| 許可8 | 令和2年9月21日 | 令和5年9月20日 | → | 令和5年9月21日 | 令和9年12月31日 |
| 許可9 | 令和2年11月12日 | 令和5年11月11日 | → | 令和5年11月12日 | 令和9年12月31日 |
| 許可10 | 令和2年12月18日 | 令和5年12月17日 | → | 令和5年12月18日 | 令和9年12月31日 |

※約4年7ヶ月

※約4年7ヶ月

※約5年

※約5年

※約4年11ヶ月

※約4年8ヶ月

※約4年4ヶ月

※約4年3ヶ月

※約4年2ヶ月

※約4年1ヶ月

【参考2】

なまこけた網漁業

| 許可 | 現在の許可期間 | | 次回の許可期間 | |
|------|------------|------------|----------|------------|
| | 開始 | 終了 | 開始 | 終了 |
| 許可1 | 平成30年7月4日 | 令和3年7月3日 | 令和3年7月4日 | 令和4年12月14日 |
| 許可2 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可3 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可4 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可5 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可6 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可7 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可8 | 令和1年12月15日 | 令和4年12月14日 | | |
| 許可9 | 令和2年12月15日 | 令和5年12月14日 | | |
| 許可10 | 令和2年12月15日 | 令和5年12月14日 | | |

※約1年5ヶ月

諮問対象外

第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------|-------------------------------|
| 会長 | 葭矢 護 | 公益財団法人京都府水産振興事業団理事長 |
| 副会長 | 八木 一弘 | 伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事 |
| 委員 | 津田 嘉春 | 舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合監事 |
| 委員 | 川崎 芳彦 | 舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代 |
| 委員 | 狩野 安德 | 宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事 |
| 委員 | 石倉 尚正 | 伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産代表取締役 |
| 委員 | 村岡 繁樹 | 京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長 |
| 委員 | 益田 玲爾 | 京都大学フィールド科学教育研究センター教授 |
| 委員 | 池田 香代子 | 株式会社「とと屋」女将 |
| 委員 | 吉本 秀樹 | 伊根町長 |